

井戸水を飲用水として ご利用のみなさまへ

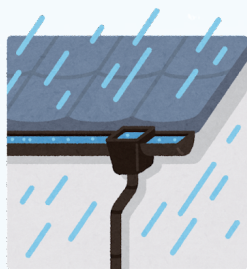
井戸水の約**40%**が
水質基準に**不適合**です

令和4年度末現在、茨城県の水道普及率は**95.3%**となっており、今もなお約**13万3千人**の方が水道を利用していない現状にあります。

令和4年度県内井戸水水質検査(3,333件)では、一般細菌や硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の項目など**37.8%**が不適合であり、飲用に適さないという結果が出ています。

井戸水の汚れの原因

- 事業所等からの排水
- 雨水の流入
- 家庭からの生活排水
- 農薬等の有害物質による汚染



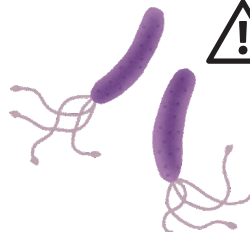
飲用に適していない主な項目

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素



窒素肥料や汚水などが原因となっており、乳児に影響があると言われています。

一般細菌・大腸菌



汚水や糞便による汚染の可能性があります、有害な病原菌が混在することもあります。



安心できる水は“水道水”で

水道は浄水場で川の水や地下水に含まれているにごりなどの不純物を取り除き、塩素によって殺菌を行い、きれいな水にして皆様のご家庭に届けられます。

水道の水は、水道法によって51項目の水質基準が定められ、安心して飲める水を供給するために厳しい検査が行われています。

なお、県企業局の浄水場では、昨今、健康への影響が懸念されているPFOS及びPFOAについても、月に1度の検査を実施し、暫定目標値(50ng/L)を下回っていることを確認しています。

●井戸水を使用する場合は1年に1回の水質検査へのご協力をお願いいたします。

- 茨城県安全な飲料水の確保に関する条例に基づき知事の登録を受けている水質検査機関一覧は二次元コードよりご確認ください。

●水質検査の結果、水質基準に適合しなかった場合や、飲用井戸の衛生管理等については、下記の団体にご相談ください。

- 市にお住まいの方……お住まいの地域の市役所
- 町村にお住まいの方……お住まいの地域を管轄する保健所

茨城県企業局HP
(PFOS/PFOA)



知事の登録を受けている水質検査機関



水道普及促進支援事業

生活用水に井戸水を利用している世帯が**水道水の転換を行う場合に必要な経費(水道加入金)の減免**を実施している水道事業体に県が助成を行っています。

減免の金額や水道加入のご相談については、**各市町村等の水道担当課**にお問合せください。

●【参考】令和5年度水道加入金減免制度の実施水道事業体

県北	県央	県南	県西	鹿行	
大子町 日立市 常陸大宮市	茨城町 大洗町 小美玉市 (旧小川町、旧美野里町) 東海村 那珂市 湖北水道企業団 (旧石岡市、旧玉里村)	阿見町 石岡市(旧八郷町) 稲敷市 かすみがうら市 河内町 つくば市	つくばみらい市 土浦市 美浦村 守谷市 茨城県南水道企業団 (龍ヶ崎市、牛久市、 取手市、利根町)	桜川市 常総市 筑西市 結城市	潮来市 鹿嶋市 神栖市 行方市 鉾田市

自分や大切な人の健康を守るために
安全な水道に加入しましょう。



お問合せ先

茨城県政策企画部 水政課 水道広域化推進室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 TEL.029-301-3431

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/suido/seiei/suido/index.html>

HPはこちら

